

農村の歌舞伎・狂言



歌舞伎狂言御詔書

差上げ奉る御詔書の事

この史料は、赤城村敷島の旧駁村に残されていたものです。禁止されている歌舞伎・狂言を行ったことから、代官所へ提出した村役人連名の請書です。内容によると素性の分からぬ香具師のような者に勧められて夜中に歌舞伎狂言を行った者がおり、村役人たちはそれに気付かず、後日噂を聞いた幕府役人により、子供3人が捕らわれました。これによって村役人は村民に教説書を読んで聞かせ、再発防止を誓約せています。

当時、上野国では、農村に商品経済が浸透し、都市の文化・風俗が伝播していましたが、領主は、農民が華美になり農業をおろそかにして年貢収入が減少することを防ぐため、さまざまな規制を行いました。芝居も規制の対象で、農民が遊興に耽り風紀が乱れることや多くの金銭が遣われることがその理由でした。しかし、娯楽の乏しい農村では、村芝居が行われ、特に幕末から興隆しました。村芝居は、浮瑠璃・人形浄瑠璃・歌舞伎狂言などで村の鎮守の祭礼や農閑期に若者組が中心になって興行されました。舞台は小屋掛け組み立て式のものや社寺が活用されました。村芝居は、農民の自演芝居の他に座を買って上演してもらう買い芝居もありました。勢多郡赤城村三原田の歌舞伎舞台のように常設舞台も建造されています。

（参考資料）『群馬県史』通史編6 231～235頁
『群馬県史』資料編26 590～631頁

一
哥歌狂言・役・狂言・人寄せ等ざる儀は、前々より仰せ出でらるもこれ有り候。ところ、当六月二十五日の夜、名前・住所知らず香具商人跡の者に相勧められ、夜中に哥歌狂言の真似致し候。その儀は村役人共一向存ぜず候ところ、何方より數風聞
これ有り、関東向御取締御出役様方
御聞き及び、子供三人御召し捕り、御差し出しに相成り御上様御苦難に相懸かり、一言の申し訳これ無く恐れ入り奉り候、猶亦、今般御教諭の御配符有り難く頂戴仕り、小前未だ逸々読み聞かせ、一同承知畏み奉り候、自今以後右様不埒の儀これ無き様に、急度相守り農業出情致さすべく候、万一心得違いの者共これ有り候わば、村役人共より早速御注進申し上べく候、依つて御受書差し上げ奉り候、以上

上野国勢多郡猫村

百姓代 権之丞
組頭 伝兵衛
源右衛門
瀬左衛門

吉左衛門

天保二年辛卯十二月

名主

御代官様
御役所

天保二年十二月

上野国勢多郡猫村

*香具商人（見世物などを興行し、商品を売る商人）／関東向御取締御

幕府御・大名御・旗本御など關係なく罪人を探索・捕獲できた／教説
（教説諭すこと）／配符（役所からの通達／小前／一般的の本姓）
自今以後（今より後）／注進（事件などを急いで報告すること）